

令和元年6月14日

1. 出席議員

1番	中島	信二	12番	服部	良一
2番	高山	正信	13番	大坪	久美子
3番	青木	勉	14番	寺尾	高良
4番	川口	堅志	15番	栗原	吉平
5番	橋本	正敏	16番	三角	真弓
6番	田中	栄一	17番	森	茂生
7番	堤	康幸	18番	栗山	徹雄
8番	高橋	信広	20番	川口	誠二
9番	石橋	義博	21番	松崎	辰義
10番	牛島	孝之	22番	角田	恵一
11番	萩尾	洋			

2. 欠席議員

19番 井上 賢治

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局 長 坂井 明子
事務局 参事兼次長 秋山 勲
主 任 信國 美保子
書 記 中園 弘一

4. 地方自治法第121条により出席した者

市 長	三田村 統之
副 市 長	松 崎 賢 明
副 市 長	鎌 田 久 義
教 育 長	橋 本 吉 史
総 務 部 長	原 亮 一
企 画 部 長	石 井 稔 郎
市 民 部 長	松 尾 一 秋
健康福祉部長	白 坂 正 彦
建設経済部長	松 延 久 良
教 育 部 長	井 手 勇 一
総 務 課 長	野 田 勝 広
人 事 課 長	牛 島 新 五
財 政 課 長	田 中 和 己
防災安全課長	古 家 浩
観光振興課長	荒 川 真 美
市 民 課 長	山 口 幸 彦
人権・同和政策課長	橋 本 秀 樹
福 祉 課 長	栗 山 哲 也
介護長寿課長	橋 本 妙 子
農業振興課長	原 信 也
人権・同和教育課長	坂 田 智 子
黒木支所長	月 足 稔
立花支所長	中 島 強
上陽支所長	大 坪 公 治
矢部支所長	木 田 博 徳
星野支所長	向 智 宏

議事日程第5号

令和元年6月14日（金） 開議 午前10時

日 程

- 第1 委員長報告
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
 - 第2 議案上程・説明
 - 第3 議案審議
 - ・質 疑
 - ・討 論
 - ・採 決
 - 第4 特別委員会の設置について
 - 第5 特別委員会委員の選任について
 - 第6 各委員会所管事項調査について
-

本日の会議に付した事件

第1 委員長報告

- 議案第47号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 令和元年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）
- 議案第49号 八女市森林環境譲与税基金条例の制定について
- 議案第51号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第2号）
- 請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書採択のための請願
- 請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願

第2 議案上程・説明

第3 議案審議

- 報告第4号 専決処分について（事故による損害賠償）
- 議案第53号 工事請負契約の締結について
- 議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 委員会提出議案第4号 教育予算の拡充を求める意見書
- 委員会提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書

第4 特別委員会の設置について

- まち・ひと・しごと創生推進特別委員会

新庁舎建設特別委員会

汚水処理対策特別委員会

第5 特別委員会委員の選任について

新庁舎建設特別委員会委員

汚水処理対策特別委員会委員

第6 各委員会所管事項調査について

午前10時 開議

○議長（角田恵一君）

皆様おはようございます。6月定例会最終日でございます。よろしくお願いいたします。

お知らせします。追加議案及び資料、委員会提出議案、提案理由書、委員長報告書、各委員会所管事項調査をタブレットに配信しておりますので、御了承願います。

ただいまの出席議員数が定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。直ちに本日の会議を開きます。

議事日程につきましては、会議規則第19条ただし書きの規定により、タブレットに配信いたしておりますので、御了承願います。

日程に先立ち、表彰の伝達を行います。

令和元年6月11日に開催されました第95回全国市議会議長会定期総会におきまして、議員として長きにわたり市政の振興発展に尽くされた功績により、3名の議員が表彰されました。正副議長8年として川口誠二議員、議員20年として栗山徹雄議員、議員10年として中島信二議員、以上3名が表彰の栄に浴されましたので、御披露申し上げます。

この際、慣例によりまして、表彰状を伝達し、その功績をたたえたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議会事務局長（坂井明子君）

ただいま議長よりお名前を呼ばれました川口議員、栗山議員、中島議員、3名の議員は前のほうにお願いいたします。

それでは、ただいまから表彰状の伝達を行います。川口誠二議員、前のほうにお願いいたします。

〔表彰状伝達〕

○議長（角田恵一君）

表 彰 状

八女市 川 口 誠 二 殿

あなたは市議会正副議長として8年の長きにわたって市政の発展に尽くされたその功績は特に著しいものがありますので第95回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

令和元年6月11日

全国市議会議長会会長 野 尻 哲 雄

おめでとうございます。(拍手)

○議会議務局長(坂井明子君)

おめでとうございます。

続きまして、栗山徹雄議員、前にお願ひいたします。

○議長(角田恵一君)

表 彰 状

八女市 栗 山 徹 雄 殿

あなたは市議会議員として20年の長きにわたって市政の発展に尽くされその功績は特に著しいものがありますので第95回定期総会にあたり本会表彰規程によって特別表彰をいたします

令和元年6月11日

全国市議会議長会会長 野 尻 哲 雄

どうもおめでとうございます。(拍手)

○議会議務局長(坂井明子君)

おめでとうございます。

続きまして、中島信二議員、前のほうにお願ひいたします。

○議長(角田恵一君)

表 彰 状

八女市 中 島 信 二 殿

あなたは市議会議員として10年市政の振興に努められその功績は著しいものがありますので第95回定期総会にあたり本会表彰規程によって表彰いたします

令和元年6月11日

全国市議会議長会会長 野 尻 哲 雄

おめでとうございます。（拍手）

○議会事務局長（坂井明子君）

おめでとうございます。

それでは、ここで、議会を代表して議長からお祝いの言葉がございます。

○議長（角田恵一君）

19名の同僚議員を代表いたしまして、一言お祝いを申し上げたいと思います。

本日の受賞まことにおめでとうございます。皆様におかれましては、長年、八女市政の発展のため、議員という立場によって八女市政の発展のために御尽力していただきました。その功績が認められたというふうに思っております。これから先も健康に留意されまして、議員活動を通じながら八女市政発展のために御尽力いただきますようお願い申し上げまして、お祝いとさせていただきます。本日はどうもおめでとうございます。

○議会事務局長（坂井明子君）

それでは続きまして、三田村市長からお祝いの言葉を頂戴したいと思います。

○市長（三田村統之君）

御挨拶申し上げます。

このたび全国市議会議長会より長年の功績をたたえ表彰を受けられました議員の皆様方に心からお祝いを申し上げます。おめでとうございます。

皆様方は長きにわたり市民の熱望と信頼を一身に集められまして、八女市議会議員の要職につかれ、市政の円滑な運営と健全な発展に御貢献をいただきましたことに深く敬意を表する次第でございます。

また、議員御本人はもとより、今日まで御理解と御協力をいただいた御家族の皆様や御支援いただいた後援会の皆様方の喜びもひとしおであろうと思います。

皆様方におかれましては、ますます御自愛の上、八女市民のためにより一層の御活躍を賜りますよう切にお願いを申し上げますとともに、本日の慶事を重ねてお祝い申し上げまして、お祝いの御挨拶とさせていただきます。このたびはまことにおめでとうございます。

○議会事務局長（坂井明子君）

ありがとうございました。

次に、表彰を受けられました議員を代表して、川口誠二議員からの謝辞でございます。

○20番（川口誠二君）

皆さんおはようございます。このたびの全国議長会におきまして、私、そして、栗山議員、さらには、中島副議長、3名が表彰の栄に浴しました。これもひとえに市民の皆さん、さらには、議会の皆さん方、そしてまた、執行部の皆さん方の御支援、御協力のたまものである

と、心から感謝を申し上げたいと思います。

私ごとではございますけれども、今回の表彰というのは議長を6年、そして、副議長を2年ということで合計8年によりまして表彰を受けました。これもひとえに議員の皆さん方の御指導のたまものであると心から感謝を申し上げておきたいと思います。

これからこの表彰を機に、さらに初心に返りまして市政発展のために頑張っていく決意でありますので、これからも御指導、御鞭撻を賜りますようお願いを申し上げ、そしてまた、最後になりましたが、先ほどから議長、そして、市長のほうからお言葉をいただきました。これを励みとしながらこれからも頑張っていきたいと思いますので、御指導を賜りますようお願いを申し上げ、お礼の御挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。（拍手）

○議会事務局長（坂井明子君）

ありがとうございました。

以上をもちまして表彰伝達式を終わります。ありがとうございました。

○議長（角田恵一君）

会議を再開いたします。

日程第1 委員長報告

○議長（角田恵一君）

日程第1. 委員長報告を行います。

本定例会において、厚生常任委員会に付託されました議案第47号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第52号 令和元年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）、以上2件を一括議題といたします。

本案について、厚生常任委員長の報告を求めます。

○厚生常任委員会委員長（田中栄一君）

おはようございます。それでは、厚生常任委員会に付託されました議案第47号、議案第52号につきまして、審査いたしました概要並びに結果について御報告を申し上げます。

まず、議案第47号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について御報告申し上げます。

本案は地方税法施行令の一部を改正する政令の施行及び国民健康保険税の適正な賦課のため必要な改正をしようとするものであり、主な改正の内容は、国民健康保険税の医療分に係る賦課限度額580千円を610千円に改めようとするもの、また、国民健康保険税の減額について課税の基礎となる総所得金額が一定以下の場合に平等割額及び均等割額について、7割、5割、2割の減額を行っており、軽減となる所得要件を緩和するため、その額を改めようとするものとの説明がありました。

また、本案につきましては5月14日開催の国民健康保険運営協議会に諮問し、答申を得ているものとの説明がありました。

質疑に入り、委員より、今回の税率は据え置きということであるが、県下の市町村は同じ内容の改正なのか、また、税率は県が決定しているのかとの質問に対し、限度額の引き上げと軽減判定所得の改正については税制改正によるものであり、県下の市町村で同じ改正を行っている。国保は県単位とされているが、税率については、現在はまだ県下での統一はなされていないため、各保険者の会計状況により判断をしている。本市においては昨年度改正しているので、本年度は据え置きで考えているとの回答がありました。

次に、全体的に見て国保税の額はふえるのかとの質問に対し、今回は軽減により減額となる金額がおおむね1,900千円である。また、限度額の引き上げに伴っておおむね9,690千円増額になる。差し引きで今回の改正では保険税は増額になるとの回答がありました。

次に、議案第52号 令和元年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）について御報告申し上げます。

今回は歳入のみの補正であり、国民健康保険税の試算結果に基づく減額と繰入金増額及び繰越金の増額であるとの説明がありました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、当委員会といたしましては両議案とも全員賛成で原案のとおり認めることに決しました。議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

議案第47号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についての委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

議案第47号 八女市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

今回の条例改正は、課税限度額を580千円から610千円に引き上げるものです。また、軽減となる所得要件を緩和することで軽減の拡充を図ろうとするものであります。軽減策については大いに評価するものですが、限度額の値上げについては反対をするものです。

今、全国どこでも高過ぎる国民健康保険税に住民が苦しめられています。国保は保険の性質上、農家、年金生活者、無職者、非正規雇用の労働者が多く加入し、各種医療保険の中で

所得が最も低い反面、1人当たりの保険料は中小企業の労働者が加入する協会けんぽの1.3倍、大企業の労働者が加入する組合健保の1.7倍にもなっています。また、国保税には家族の数に応じて負担がふえる均等割があるため、子どもがふえればふえるほど保険料が上がり、子だくさんが悪いことのような制度になっており、少子・高齢化対策が喫緊の課題となる中で時代に逆行する制度と言わなければなりません。

こうした中、全国知事会、全国市長会、全国町村会などの地方団体は、この問題を解決するために、1兆円の公費投入など国の財政投入により、国保税を協会けんぽの保険税並みに引き下げを求めています。

また、国も国保の都道府県化に当たっては国保税を払いやすくするためにと説明をしていました。ところが、今回の限度額の引き上げです。国民生活の実態はここ6年間で労働者全体の実質賃金が180千円低下していると言われております。国保税の引き下げこそ切実な願いです。

減免の緩和策には大いに評価できても、限度額の引き上げには容認できるものではありません。よって、反対の意を表明して討論を終わります。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 令和元年度八女市国民健康保険事業費特別会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

議案第52号についても同じ内容で反対をいたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

次に、建設経済常任委員会に付託されました議案第49号 八女市森林環境譲与税基金条例の制定についてを議題といたします。

本案について、建設経済常任委員長の報告を求めます。

○建設経済常任委員会委員長（石橋義博君）

建設経済常任委員会に付託されました議案第49号 八女市森林環境譲与税基金条例の制定について、審査をいたしました概要並びに結果について御報告申し上げます。

審査に当たりましては、執行部から詳細な説明を受け、慎重に審査を行いました。

本年4月1日に森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律が施行されました。森林環境譲与税については、森林の整備に関する施策や森林の整備を担うべき人材の育成など、その使途が限定されているため、毎年度の森林環境譲与税を一般財源と区別し、基金として管理する必要があるため、八女市森林環境譲与税基金条例の制定を行うものです。

まず、森林環境譲与税の県と市町村への配分についての質問には、今年度は市町村8割、県2割であるが、段階的に変動し、令和15年度から市町村9割、県1割となり、平年度化される予定であるとの回答を受けたところです。

また、使途の対象となる費用と相関の高い客観的な指標を譲与基準として設定したとする人口割の30%については、森林面積の多い八女市の状況に見合う基準に近づくよう、今後も国へ要望していくという執行部を当委員会でも後押しすることを確認したところです。

次に、この基金の運用については有価証券等に変換ができるようになっておりますが、損失が出ることがないように運用をしていくことを求めたところでございます。

なお、質疑後の討論では、この条例は森林環境税を国民だけに負担をさせ、企業に負担を求めない法律に基づくもので、現段階では賛成できないという趣旨での反対討論が1件ございました。

以上が審査の概要であり、採決の結果、当委員会といたしましては賛成多数で原案を認めることに決しました。議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○17番（森 茂生君）

議案第49号 八女市森林環境譲与税基金条例の制定について、反対の立場で討論を行います。

林野庁の広報紙には森林環境税の創設の趣旨として、我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成、災害防止を図るための森林整備等の地方財源を安定的に確保する観点から、現場に最も近い市町村が主体となって森林を集積するとともになどというふうに述べられております。

自治総研の資料によりますと、譲与見込み額が全国で一番多いのが横浜市、2位が浜松市、3位が大阪市であります。大阪市、横浜市の2014年度から2016年度の3年間の林業費はゼロであります。福岡県で見ても八女市の市有林の面積は2万3,000ヘクタール、福岡市3,000ヘクタール、北九州市3,000ヘクタールということで、他の市町村と比べ八女市の私有林面積は桁違いに広いのですけれども、譲与見込み額は福岡市67,000千円、北九州市43,000千円、そして、八女市が39,000千円となっております。結果的に私有林の少ない大都市のほうが譲与見込み額が多くなる矛盾が生じております。どう考えても本来の趣旨とかけ離れた配分となっていると言わざるを得ません。国民全員に一律に千円負担を求める課税方式を正当化するために、真に森林整備が必要な自治体に重点的に配分できない仕組みとなっていると思われれます。

このような譲与基準では今後の税負担への信頼を揺るがすことになるのではないのでしょうか。譲与基準を早急に見直す必要があると思われれます。

以上の理由により、議案第49号に反対するものです。

以上です。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、予算審査特別委員会に付託されました議案第51号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第2号）を議題といたします。

本案について、予算審査特別委員長の報告を求めます。

○予算審査特別委員会委員長（中島信二君）

皆さんおはようございます。報告いたします。

予算審査特別委員会に付託されました議案第51号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第2号）につきましては、2回の全体会を開催し、総務文教分科会、厚生分科会、建設経済分科会の各委員長からの報告を受け、採決の結果、賛成多数で原案のとおり認めることに決したことをまず御報告いたします。

以下、各分科会からの報告事項を申し上げます。

まず、総務文教分科会委員長から、要保護及び準要保護児童生徒就学援助費の認定について、平成30年度末の認定者数は小学校が446名、中学校が277名であること、前年度と比較すると徐々にふえてきている状況にあり、平成29年度が小中学校合わせて全体の14.5%だったが、平成30年度は全体の17.4%と増加していること。そのほか要保護・準要保護の定義についての報告がございました。

次に、厚生分科会委員長から、プレミアム付商品券の低所得者と子育て世帯の内訳について、低所得者が1万4,762人、子育て世帯の世帯主が1,550人の見込みであること。

商品券が使える店舗について、市内の全店舗を対象に公募すること。

地域の店舗を優先することについて、国からの通知により、一定の店舗だけを特定に限定しないこと。

購入手続が申請主義であることについて、引きかえ券交付に当たっては非課税者でかつ課税者に扶養されていないという条件があるが、課税者に扶養されているか否かは把握できないところがあり、本人からの申請が必要であることの報告がございました。

追加的風疹予防接種業務委託について、予防接種の対象者はこれまでに予防接種法に基づく定期接種を受ける機会がなかった昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までに生まれた男性であること。

予防接種を受ける方の見込みについて、通知した対象者のうち約半数が抗体検査を受け、そのうち約2割が予防接種を受ける見込みで試算していること。

9割以上抗体があると思われる方については完了という見方になるのかということについて、自己負担はあるが、任意での接種もできるということ。

周知の方法については、対象者全員にクーポン券を発送する予定であることが報告ございました。

次に、建設経済分科会委員長から、森林経営管理法が成立して調査するということだが、いわゆる利益が出ない森林など大変なところを市町村が管理することになると、かなりの負担になるのではないかという質問について、管理できない森林がどれだけ市に委ねられるかはまだはっきりわかっていないが、今後、調査を行っていく。市に委ねられた森林については所有者にかわって市が間伐などの手入れを行うため、その面積によってはかなりの予算が

必要となるのではないかと考えている。

また、森林労務者の不足等の課題もあるが、まずは、八女市全体の所有者への調査及び管理の実施を長期間で一巡するような形で行う予定であることの報告がございました。

以上が全体会における各分科会からの報告の概要でございます。

なお、質疑後の討論におきまして、反対討論が1件ございました。林業振興費の委託料について森林経営管理法で森林所有者の経営権に介入していること、素材生産者を林業経営の担い手に位置づけたこと、森林政策について地方公共団体に重い責任を負わせていることから反対。

森林環境譲与税基金積立金について、温室ガスを排出している企業に責任を求めず、国民だけに負担させること。財源の配分について、人口割で森林を扱っていない自治体にかんがりの配分があることから反対という内容でございます。

以上が議案第51号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第2号）に係る審査の概要でございます。

冒頭に申し上げましたとおり、議案第51号は原案のとおり可決しておりますが、議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げまして、予算審査特別委員会委員長の報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

委員長の報告について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

○21番（松崎辰義君）

私は、議案第51号 令和元年度八女市一般会計補正予算（第2号）について、反対の立場から討論を行います。

もちろん、全てに反対するものではありません。6款農林水産業費、3項林業費、2目林業振興費のうち、13節森林管理事業調査業務委託料は昨年6月に施行された森林経営管理法によって進められるもので、大きく3つの問題点があると指摘されています。

1つ目は、森林所有者の経営に介入して強権的に経営の自由を奪うスキームになっていることです。

2つ目に、森林所有者を林業の担い手から外し、伐採、搬出を行う素材生産者を初めて林業経営の担い手に位置づけたことです。

3つ目に、これまでの森林政策の失敗を棚に上げて地方公共団体に重い責任を負わせるも

のになっていることです。これらの課題を置き去りにして調査を進めることは納得できません。

また、森林環境譲与税基金積立金についても、森林環境税、森林環境譲与税についても問題があると思っております。

森林環境税は国民にだけ負担を求め、温室効果ガスを排出する企業に負担を求めています。林野庁の幾つかの案には企業への負担を求める案もあったと聞きましたが、除外されております。

また、森林環境譲与税の配分には人口割が3割と大都市に有利になっています。森林を守るためというなら、森林が多いところに、担い手が多いところに多く配分すべきです。

副市長にもこれらの立場で奮闘されていることには敬意を表するものですが、今の現在の状況では納得がいきませんので、反対を表明して討論を終わります。

○16番（三角真弓君）

私はこの議案に対して賛成の討論をいたします。

ただし、今まで平成30年まで県の環境税ということで約3億円以上近い予算が執行されておりましたけれども、今回、国、そして、県ということでかなりの金額が激減をいたしております。国の制度に対して確かに市が直接的に働きかけることはなかなか難しいし、市長会等で市長も尽力をいただいていると思いますけれども、平成24年度のような災害がございましたら、本当に今回は人災とも言われております。ここの中で長期的な期間で一巡するというのではなくて、本当に八女市の森林の課題というのは、恩恵も非常にありますし、ほかの市町村とも意見交換をしながら、この森林の問題というのは八女市が音頭を取って、そして、災害が起こったとき、市民の安全・安心につながるような早期のそういう施策に対して取り組みをしていただきたいということをお願いいたしまして、賛成討論といたします。

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、総務文教常任委員会に付託された請願第1号及び請願第2号、以上2件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

総務文教常任委員会に付託されました請願第1号及び請願第2号について、審査いたしました概要及び結果について一括して御報告申し上げます。

審査に当たりましては、紹介議員より請願の内容について説明を受けたところであります。

まず、請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書採択のための請願について御報告申し上げます。

本請願は、計画的な教職員定数改善を図ること、義務教育費国庫負担率の引き上げを図ることの2項目について、関係行政庁に対して意見書を提出するよう求められたものであります。

審査の中では、1番目の請願事項に計画的な教職員の定数改善とあるが、どれくらいの人数を考えているのかとの質問があり、紹介議員からは、具体的な人数は明確に定めていないが、不断的に多忙な教職員の負担軽減、また、働き方改革に対応するため、定数改善は欠かせないとの説明がありました。

質疑後の討論では、教職員の過重労働を減らすため、具体的な内容を含めて請願すべきという趣旨で反対するとの討論がなされました。

続きまして、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願について御報告申し上げます。

本請願は、地方自治体の果たす役割が拡大する中で人口減少対策などの新たな政策課題に直面していること、また一方で、公的サービスを担う人材に限られる中で新たなニーズへの対応が困難になっていることにより、これに見合う地方財政の確立を目指すため、請願内容の7項目について関係行政庁に対して意見書を提出するよう求められたものであります。

以上が審査の概要であり、採決の結果、請願第1号については賛成多数で、請願第2号については全会一致で採択することに決しました。

なお、本会議において両請願とも採択いただきましたなら、後ほど意見書案を提案させていただきますので、議会におかれましても御賛同賜りますようお願い申し上げます。

以上、当委員会に付託されました請願の審査の経過と結果を申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（角田恵一君）

委員長の報告は終わりました。

まず、請願第1号 教育予算の拡充を求める意見書採択のための請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決します。

請願第1号に対する委員長報告は採択であります。委員長の報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、請願第1号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

次に、請願第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書採択のための請願の委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結し、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

請願第2号に対する委員長報告は採択であります。委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、請願第2号は委員長報告のとおり採択することに決しました。

日程第2 議案上程・説明

○議長（角田恵一君）

日程第2. 議案の上程を行います。

市長より報告1件、議案2件、委員長より議案2件の送付を受け、これを受理いたしました。

案件及び議案の朗読は省略し、報告第4号から委員会提出議案第5号まで、計5件を一括議題といたします。

まず、市長より提案理由の説明を求めます。

○市長（三田村統之君）

お疲れさまでございます。令和元年第3回八女市議会定例会において、報告2件、議案9

件を御承認いただきまことにありがとうございます。今定例会にさらに報告1件及び議案2件を追加提案いたします。ただいまから提案理由を説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、報告第4号、八女市馬場で発生した交通事故による損害賠償に関する専決処分の報告について御説明申し上げます。

本件は、職務中における交通事故の損害賠償について、地方自治法第180条第1項の規定に基づく市長の専決処分事項の指定により、令和元年6月10日付で専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の経過につきましては、平成31年3月20日午後5時35分ごろ、馬場地内の県道を公用車で走行中、渋滞のため一旦停車したところ、一瞬の不注意により前方の車に追突したものでございます。

相手方との交渉の結果、車両損傷の損害賠償金として536,160円、人身被害の損害賠償金として33,825円を支払うことで承諾する旨の免責証書の提出を受け、賠償金の支払いを行いました。

次に、議案第53号 工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

道の駅たちばな食のスペースなど新築工事を施工するため、指名競争入札を実施しましたところ、株式会社中島組を工事請負人に決定いたしました。

本案は、株式会社中島組と工事請負契約を締結することに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、市議会の議決をお願いするものでございます。

議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任について御説明申し上げます。

本案は、佐藤由香委員が本年6月21日をもって任期満了となりますので、引き続き同氏を固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、市議会の同意をお願いするものでございます。

御承知のとおり、固定資産評価審査委員会は3人の委員をもって組織され、任期は3年です。

その職務は、固定資産課税台帳に登録された価格に関し、不服申し出があった場合に、中立的・専門的な立場から審査決定するものでございます。

佐藤氏は、人格、識見ともにすぐれ、平素から司法書士として不動産登記業務に携わり、固定資産など税務行政にも精通され、これまで3期にわたって固定資産評価審査委員会委員として、その重責を担っていただいております。適任者であると存じます。議会におかれましてもよろしく御審議いただき、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

以上で説明を終わります。議会におかれましては十分御審議をいただきまして、原案どお

りに御承認賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わらせていただきます。
よろしく願いいたします。

○議長（角田恵一君）

市長の説明は終わりました。

次に、総務文教常任委員長より提案理由の説明を求めます。

○総務文教常任委員会委員長（栗原吉平君）

委員会提出議案第4号及び委員会提出議案第5号について提案理由の説明を行います。この意見書案は、先ほど採択されました請願第1号及び請願第2号の趣旨に基づくものであります。

まず、委員会提出議案第4号 教育予算の拡充を求める意見書について説明申し上げます。

将来を担い社会の基盤づくりにつながる子どもたちへの教育は極めて重要です。また、子どもの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備は不可欠です。

したがって、計画的な教職員定数改善、義務教育費国庫負担率の引き上げを図ることを求めて、関係行政庁宛て意見書を提出するものであります。

次に、委員会提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書について説明申し上げます。

来年度の政府予算と地方財政の検討に当たっては、歳入歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

したがって、地方財政充実及び強化を図られるよう、請願内容に基づく7項目について関係行政庁宛て意見書を提出するものであります。

議会におかれましても両議案とも御賛同を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明を終わります。

○議長（角田恵一君）

以上で議案の上程を終わります。

日程第3 議案審議

○議長（角田恵一君）

日程第3. 議案審議を行います。

報告第4号 専決処分について（事故による損害賠償）を議題といたします。

本案について質疑を行います。

○17番（森 茂生君）

たびたび公用車の事故が出てきますけれども、感覚として非常に多いのかなという気がしていますけれども、例えば、よその市町村と比べて多いのか少ないのか、通常はこれぐらい

あるのか、そこら辺のところはどうなっているのか、お尋ねをいたします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

大変申しわけありませんが、他市との比較につきましては、自治体の規模、それから、公用車の台数などもありまして、比較などは行っていないところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

当然、車の台数は違いますけれども、例えば、自殺者の例を挙げれば、10万人当たりどしこかとかいうことによって比べられるはずです。ですから、例えば、100台に対して事故率がどうなのかということで、当然、記録は残っているかと思えますけれども、そうしないと、果たして多いのか少ないのか、ここの基準がはっきりわからないからです。

そしたら、お尋ねしますけれども、例えば、事故の場合、人身事故が何年度は何件あって、物損が何件ある、あるいは例えば、これはよその例ですけれども、総務部の事故が何件、市民部の事故が何件とか、そういう統計のとり方はされているかと思えます。どうなっておりますか。

○人事課長（牛島新五君）

各年度の事故の件数につきましては統計をとっております。ことしの5月14日付でも各所属長宛てに八女市職員の交通事故防止策等の実施についてという通知を出してありまして、その中で平成22年度からの公用車での事故状況についての件数を載せて注意喚起に努めているところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

その統計があるから、例えば、よその市町村でも場合によってはインターネットで流れているんですよ、どういう事故の状況で何台かと。ですから、比べようと思えば、私はそんなに手間がかからずに比べられると思えますので、その点、今後よろしく願います。

それから、その原因の分析などについてどのように行われているのか、お尋ねします。

○人事課長（牛島新五君）

原因の分析ということでございますが、事故が発生するごとに、本人からの報告書をとっております。その中で詳細な検討などを行いながら事故の分析には努めているところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

その対策をとっているというなら、どういう対策を講じられたのか、お尋ねします。

○人事課長（牛島新五君）

お答えいたします。

今後の対策ということでございます。御承知のとおり、事故がほぼ毎議会のように報告をするという状況がございまして、粘り強い取り組みが必要だと認識をしております、これまで同様、削減目標を掲げまして、各職員への周知、それから、職員研修の実施でございます。今回も嘱託職員の事故ということもありまして、職員研修につきましては昨年度から嘱託職員も含めたところで交通安全講習を年間80名程度の規模で行っているところでございます。

それから、職員の安全運転宣言というのがありますけれども、こちらを毎朝朝礼で朗読をするということも取り組んでおります。

特に今回の事故、平成30年度の事故の数が全体で公用車の事故が10件あったということで、前年度よりもふえたということもありまして、この5月から安全運転管理者が朝礼のときに各職場を巡回して職員の安全運転についての啓発活動を行っているところでございます。

また、先ほども申しましたとおり、職員研修、交通安全講習ですけれども、ことしもヒューマンエラー防止と自動車死角の認識についてなどの研修を実施予定でございまして、また、事故を起こした職員につきましては、ことしは9月に行われますセーフティステーションへの参加などを予定しているところでございます。

以上でございます。

○17番（森 茂生君）

八女市に限らず、どこでも相当頭を悩ませている問題かと思えます。そして、いろんな講習会なりやってもなかなか効果が上がらないというのがどこの自治体でも言えるような悩みと一般的に言われています。効果を上げるためには徹底した分析が必要かなと思っております。

そこで、お尋ねしますけれども、事故の種類、例えば、追突が何件、出会い頭が何件、あるいは単独かという、いろんな事故の形式があらうかと思えます。それは分野別にきちっと整理をされて、どういう事故が一番多いとか、そういう徹底した分析、事故の内容をされているのかどうか、お尋ねします。

○人事課長（牛島新五君）

毎年開催をしております交通安全対策会議というのがございますけれども、その中で年度中の交通事故の一覧を配付して、その中で情報の共有をしているところですが、例えば、駐車場内での事故が昨年度は6件ございました。また、嘱託職員による事故が2件、それと、バックの運転中の事故というのが2件でございます。そういった形で一目でわかるような資料をもって分析に努めているところでございます。

以上です。

○17番（森 茂生君）

以上です。今後ともよろしく申し上げます。

○16番（三角真弓君）

毎回専決でこのような案件が出ておりますけれども、これはちょっと私も一般質問等でも聞きましたように、職員の方の過重な労働、30時間以内ということになっているということではございますけれども、毎日10時や11時等、それから自宅に帰る、それ以上の確認はしていないという課長の答弁であったんですけれども、そういう働き方の改革の中で職員の方のそういうちょっとした居眠りだったり、集中力に欠けたりとか、そういうことが事故につながっていくことがあってはならないと思っておりますので、そういう件も一緒に見直しながら、各担当課、部を通して、職員のそういう就労に関することをきちんとチェックしていく中で事故を減らしていく一つの手だてになるのではないかと考えておりますけど、その点に対してはどのようなお考えでしょうか。これは部長にお願いいたします。

○総務部長（原 亮一君）

お答えさせていただきます。

議員御指摘のとおり、勤務形態、勤務時間、それから、交通安全の問題、いずれにしましても、職場の重要なマネジメントだと捉えております。

ですので、各職場の管理職がきちんと職員の状況を把握する、そういうことも含めまして朝礼等で状況を把握するということを徹底して、そういう勤務状況、また、交通安全含めたところの風通しのよい職場づくりというものに取り組んでいきたいと思っております。よろしくをお願いいたします。

○16番（三角真弓君）

これは本当に大事なことでありますし、職員の方が健康で本当にやりがいがあって、そのためには、まずは、そういう労働時間の改善というのが必要になってくれば、必ず事故は減っていくと確信をしておりますので、早急なる検討をよろしく申し上げます。終わります。

○10番（牛島孝之君）

事故発生年月日については平成31年3月20日と書いてございます。時間的なものは何時ごろでしょうか、わかりますか。

○人事課長（牛島新五君）

時刻は午後5時35分ごろということでございます。

○10番（牛島孝之君）

以前から専決処分については出ております。これは恐らく相手方はゼロだろうと思っておりますので、これはブレーキについては、本人の聞きとりではブレーキを踏まれたのか、単純にぶ

つかった、ブレーキを踏み損なったのか、前方不注意、単なる不注意でなったのか、そこら辺はどのように本人は言っているのでしょうか、お願いします。

○人事課長（牛島新五君）

報告書によりますと、ハンドル、ブレーキの運転操作を誤ったということでございまして、一瞬の不注意で衝突をしたということでございますので、直前のブレーキについてはちょっと確認ができませんが、恐らく事故の状況からいって徐行状態からの追突ということで直前のブレーキについてはかけていなかったのかもしれないというところでございます。

以上です。

○10番（牛島孝之君）

これはそこら辺の聞き取りが大事だろうと思うんですよ。不注意は不注意で、これは仕方がないことで事故があっているのです、ブレーキはかけたけれども、一瞬の不注意ということで、そのかけたかかけていないかとか、そういうところは非常に大事なことだと思うんですね、事故においては。

以前から言っていましたけれども、公用車に対するドライブレコーダー、今、非常に交通事故があります。特に子どもが巻き込まれたとか、高齢者とか、職員の場合は、高齢者は80歳とか、そういう方は当然おられませんですけども、先ほど同僚議員が言われたように、労働時間の関係で睡魔が襲ったとかちょっと一瞬のですね。こういう不注意をなくすように、そういうドライブレコーダー的なものも公用車全てにつけるとか、それは費用はかかるけれども、必要だろうと思います。

こういう専決処分が今後ないように、教育についてはよろしくお願い申し上げます。以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案については、地方自治法第180条第1項の規定により、議会の委任する事項について専決処分したときは同条第2項の規定により議会に報告するものでありますから、質疑にとどめ、これをもって審議を終わります。

議案第53号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

○10番（牛島孝之君）

まず、金額、予定価格、一応84%、入札金額ですね、割るとわかりますけれども、何社ほど入札にかたられたのか。当然一番安いところで落とされたと思いますけど、一番高かったところは幾らなのか。何社と一番高かったところで幾らなのか、お願いします。

○総務課長（野田勝広君）

お答えをいたします。

入札につきましては13業者を指名いたしまして、そのうち1社が辞退、残りの12社による入札を行いまして、1回目の入札で落札をしております。

税抜きの入札額につきましては、一番安かったところが203,000千円、一番高かったところが270,780千円でございます。

○10番（牛島孝之君）

工事請負契約の締結についての中の工事概要、鉄筋2階建てと書いてあります。本来、鉄筋2階建てというのはあり得んと思うんですよね。鉄筋コンクリートなのか、そこら辺はきちっと書いていただかないとですよ。鉄筋で2階建てというのは聞いたことありませんので、単純なミスなのか、そこら辺をお聞きします。

○議長（角田恵一君）

答弁できますか。じゃ、その旨、答えてください。

○立花支所長（中島 強君）

済みません。確認させていただきます。

○10番（牛島孝之君）

確認は今できますか。締結の契約の決定ですので、当然、仕様書なんかには鉄筋コンクリート、あるいは鉄骨鉄筋コンクリートと書いてあるはずですよ。その確認をすぐお願いします。

○議長（角田恵一君）

暫時休憩します。

午前11時4分 休憩

午前11時11分 再開

○議長（角田恵一君）

休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○副市長（松崎賢明君）

申しわけございません。今、議員御指摘のとおり、鉄筋のところ、鉄骨でございました。間違いを記載しておりまして大変申しわけございません。修正していただきますようよろしくお願いいたします。

○10番（牛島孝之君）

今後のお願いですけれども、交通事故のときも事故状況を図示してくれということで、今、図示してあります。できれば、道の駅たちばな食のスペースも、道の駅の場所はわかります、どこら辺に建ちますよという図面ぐらい、配置図ぐらいしていただくと非常に助かります。今後はよろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○議長（角田恵一君）

質疑を終結します。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第53号は原案のとおり可決されました。

議案第54号 固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、議案第54号は原案のとおり同意することに決しました。

次に、委員会提出議案第4号 教育予算の拡充を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

起立多数であります。よって、委員会提出議案第4号は原案のとおり可決されました。

次に、委員会提出議案第5号 地方財政の充実・強化を求める意見書についてを議題といたします。

本案について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

質疑を終結いたします。

本案につきましては、会議規則第36条第2項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、本案は委員会付託を省略することに決しました。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

討論を終結し、採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（角田恵一君）

全員賛成であります。よって、委員会提出議案第5号は原案のとおり可決されました。

ただいま可決された2件の意見書につきましては、地方自治法第99条の規定により関係行政庁に提出いたしますので、御了承願います。

日程第4 特別委員会の設置について

○議長（角田恵一君）

日程第4. 特別委員会の設置についてを議題といたします。

まず、まち・ひと・しごと創生推進特別委員会についてであります。

さきの3月市議会定例会におけるまち・ひと・しごと創生推進特別委員長の報告におきまして、次期の八女市議会においても再度まち・ひと・しごと創生推進特別委員会が設置されるよう要望され、承認されたところであります。

お諮りいたします。今期の八女市議会においても委員会条例第6条第1項の規定によりまち・ひと・しごと創生推進特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、まち・ひと・しごと創生推進特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は議長を除く21名にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数につきましては21名とすることに決しました。

なお、正副委員長につきましては議長において、委員長に副議長、副委員長に総務文教常任委員長を指名したいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

それでは、委員長に中島副議長、副委員長に栗原総務文教常任委員長とすることに決しました。

次に、新庁舎建設特別委員会についてであります。

さきの3月市議会定例会における新庁舎建設特別委員長の報告におきまして、次期の八女市議会においても再度新庁舎建設特別委員会が設置されるよう要望され、承認されたところであります。

お諮りいたします。今期の八女市議会においても委員会条例第6条第1項の規定により新庁舎建設特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、新庁舎建設特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は9名にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は9名に決しました。

次に、汚水処理対策特別委員会についてです。

さきの3月市議会定例会における下水道調査特別委員長の報告におきまして、次期の八女市議会において浄化槽を含めた汚水処理対策に取り組むよう要望され、承認されたところであります。

お諮りいたします。委員会条例第6条第1項の規定により汚水処理対策特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、汚水処理対策特別委員会を設置し、これに付託の上、審議することに決しました。

委員会条例第6条第2項の規定により委員の数についてお諮りいたします。委員の数は9名にしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、委員の数は9名に決しました。

日程第5 特別委員会委員の選任について

○議長（角田恵一君）

日程第5. 特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

お諮りいたします。ただいま設置されました新庁舎建設特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において、中島信二議員、栗山徹雄議員、森茂生議員、大坪久美子議員、牛島孝之議員、石橋義博議員、高橋信広議員、川口堅志議員、高山正信議員、以上9名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の議員を新庁舎建設特別委員会委員に選任することに決しました。

次に、汚水処理対策特別委員会委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により議長において、松崎辰義議員、川口誠二議員、森茂生議員、三角真弓議員、服部良一議員、萩尾洋議員、牛島孝之議員、堤康幸議員、青木勉議員、以上9名を指名いたします。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました9名の議員を汚水処理対策特別委員会委員に選任することに決しました。

ここで暫時休憩します。

午前11時20分 休憩

午前11時34分 再開

○議長（角田恵一君）

再開いたします。

特別委員会の正副委員長が決まりましたので、報告いたします。

新庁舎建設特別委員会委員長に高橋信広議員、副委員長に栗山徹雄議員。

次に、汚水処理対策特別委員会委員長に松崎辰義議員、副委員長に服部良一議員。

以上のとおり決定されました。

日程第6 各委員会所管事項調査について

○議長（角田恵一君）

日程第6. 各委員会所管事項調査についてを議題といたします。

閉会中の各委員会所管事項調査の付託につきましては、各委員長から会議規則第101条の規定により所管事項調査を令和5年5月9日まで付託されたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。本件の申し出のとおり、所管事項調査を令和5年5月9日まで付託することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（角田恵一君）

御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、所管事項調査を令和5年5月9日まで付託することに決しました。

以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和元年第3回八女市議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時35分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

八女市議会議長 角 田 恵 一

八女市議会議員 青 木 勉

八女市議会議員 川 口 誠 二